

○四国地方整備局告示第六十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和五年六月八日

四国地方整備局長 荒瀬 美和

第1 起業者の名称 愛媛県

第2 事業の種類 一級河川肱川水系肱川改修工事（本郷工区）及びこれに伴う県道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 愛媛県大洲市菅田町大竹字湊尻、字小屋場、字二反田、字二反田道外、字平塚、字平塚道外、字堀田、字西前道外、字麻シリ、字本白及び字石丸地内
- 2 使用の部分 愛媛県大洲市菅田町大竹字湊尻、字小屋場、字二反田、字二反田道外、字平塚道外、字西前道外、字麻シリ、字本白及び字石丸地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一級河川肱川水系肱川改修工事（本郷工区）及びこれに伴う県道付替工事」（以下「本件事業」という。）は、愛媛県大洲市菅田町大竹字湊尻地内から同市菅田町大竹字上ノ山地内の一級河川肱川水系肱川（以下単に「肱川」という。）左岸の延長714mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする河川改修工事及びこれに伴う県道付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川肱川水系肱川改修工事（本郷工区）」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される県道の従来機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、道路法第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本体事業は、河川法第9条第2項に基づく指定区間に指定されており、同法施行令（昭和40年政令第14号）第2条第1項の各号に掲げるもの以外のものに該当することから、愛媛県知事が行うものであること、また、関連事業について、その施行に際し必要な道路管理者の同意を得ており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、起業者である愛媛県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

肱川は、その源を愛媛県西予市の鳥坂峠に発し、宇和盆地を北から南東に迂回し、黒瀬川を合流して北西に向きを変え、河辺川、小田川を合わせた後、大洲盆地を出て矢落川を合わせ、大洲市長浜町において伊予灘に注ぐ、幹川流路延長103km、流域面積1,210km²の河川である。

肱川の流域（以下「本流域」という。）は、大洲市、砥部町など3市2町からなり、下流部には県道大洲長浜線やJR予讃線といった地域の幹線交通路が集中している。中流部には大洲市があり、中心市街地が形成されるとともに、高速自動車国道四国縦貫自動車道、一般国道56号等が通過する交通の要衝となっていることから、多くの企業が進出し、新たな雇用が生まれ、本流域及び愛媛県南予地方の拠点として発展しつつある。

本流域の気候は、瀬戸内型と太平洋型の間隔的な性質を有し、流域の年間降水量は1,800mm程度であり、梅雨期と台風期に降雨が多い。さらに中流部の大洲盆地に河川が集まっていること、流域の大部分を山地が占める割には全体的に河床勾配が緩く、河川によって運搬された土砂が堆積し特に平坦な沖積地を形成していること、大洲盆地から下流は山が両岸から迫り河幅が狭いため、流下能力の低下等の理由で中流部で洪水被害を受けやすい地形特性を有していることから、本流域では過去より幾多の洪水による災害が発生している。

昭和20年9月の枕崎台風では死傷者152名、家屋の床上・床下浸水が9,915戸、平成7年7月の梅雨前線に伴う豪雨では、家屋の床上・床下浸水が1,195戸、近年では平成30年7月の梅雨前線に伴う豪雨（以下「平成30年7月豪雨」という。）により、死者数4名、家屋の床上・床下浸水が3,022戸という大きな被害を受けたことから、平成7年及び平成30年から「河川激甚災害対策特別緊急事業」に採択されている。

肱川水系の治水対策は、肱川水系河川整備基本方針（平成15年10月策定）に沿って、令和4年6月に変更策定された肱川水系河川整備計画（変更）【中下流圏域】（以下「整備計画」という。）に基づき、平成30年7月豪雨と同規模の洪水を安全に流下させるために、基準地点である大洲における目標流量を6,200m³/秒とし、

このうち1,600m³/秒を洪水調節施設（ダム）で調節し、河道整備流量を4,600m³/秒、愛媛県管理区間に対応する河道整備流量は4,300m³/秒（主要地点菅田）とする計画のもと、築堤、護岸の整備等を順次進めている。

本件事業は、堤防が未整備で河道が湾曲していることから、流下能力が低く浸水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、整備計画に基づき築堤を行うことにより流下能力の向上が図られ、洪水による浸水被害の防止が可能となることから流域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

（2）失われる利益

本件事業における環境影響評価については、「環境影響評価法（平成9年法律第81号）」及び「愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）」に定める対象事業の要件に該当していないことから、これらに基づく環境影響評価は実施していない。

しかしながら、本件事業の施行により周辺への生活環境に与える影響が懸念されることから、起業者が環境影響評価法等に準じて任意で本件事業の環境に及ぼす影響を検討したところ、大気質、騒音、振動及び水質については、環境基準等を満足する予測結果及び評価となっている。

また、動植物についての現地調査により、本件事業の影響が考えられる改変地及び周辺において、環境省や愛媛県のレッドリスト等に掲載された重要な種として、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されている底生動物のコオナガミズスマシ、準絶滅危惧として掲載されている両生類のアカハライモリ、植物のミゾコウジュ、情報不足として掲載されている爬虫類のニホンスッポン、愛媛県レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されている植物のカツラガワスゲ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されている底生動物のアオサナエ、準絶滅危惧として掲載されている両生類のカジカガエル、爬虫類のヤマカガシ、魚類のウグイ、底生動物のミヤマサナエ、植物のフサスゲ、情報不足として掲載されている両生類のシュレーゲルアオガエル、魚類のオイカワ、ギギ、オオヨシノボリが確認された。しかし、これらの種の生態等から本件事業による影響を検討した結果、各種の生息・生育環境は改変を受けない又は一部改変にとどまり、周辺に維持されること、工事中の騒音・濁水対策等により生息環境の変化も抑制されることなどから、影響は軽微と判断される。

加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存しない。なお、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は、愛媛県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、堤防が未整備で河道が湾曲している本件区間において、新たに堤防を整備する事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の施行方法については、申請案である土堤案及びバック堤案の2案による検討が行われており、申請案と他の案を比較すると、用地取得必要面積及び支障家屋数はともに少なく、土地利用に与える影響及び自然環境に与える影響が小さいことに加え、事業費が最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、堤防が未整備で河道が湾曲していることから、流下能力が低く浸水被害の危険性が極めて高い状況にある本件区間について、流域住民の生命及び財産を保全するため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、愛媛県知事をはじめとした関係市長から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県大洲市役所